

# 令和2年9月議会

## 議案説明資料

	ページ
1. 補正予算	
(1) 一般会計	
議案第172号 令和2年度福岡市一般会計補正予算案（第5号）	・・・1
(2) 後期高齢者医療特別会計	
議案第173号 令和2年度福岡市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）	・・・9
(3) 国民健康保険事業特別会計	
議案第174号 令和2年度福岡市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第2号）	・・・11
2. 一般議案	
議案第182号 福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例案	・・・13
議案第183号 福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	・・・15
議案第184号 福岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案	・・・20
議案第185号 福岡市介護保険条例の一部を改正する条例案	・・・24

保健福祉局

# 1. 補正予算案

## (1) 一般会計

### 議案第 172 号 令和 2 年度福岡市一般会計補正予算案 (第 5 号)

#### 総 括

#### 歳 入

(△印 減、単位:千円)

款	補正前の額	補正額	合 計
(19) 国庫支出金	85,004,695	2,162,067	87,166,762
(20) 県支出金	18,847,748	528,869	19,376,617
(25) 諸収入	2,772,015	595	2,772,610
その他 (本補正外)	3,266,302	—	3,266,302
歳 入 合 計	109,890,760	2,691,531	112,582,291

#### 歳 出

款	補正前の額	補正額	補正額の
			特定財源
(4) 保 健 福 祉 費	218,829,380	3,256,441	2,691,531
その他(本補正外)	5,816,184	—	—
歳 出 合 計	224,645,564	3,256,441	2,691,531

(△印 減、単位:千円)

財源内訳	合 計	補正後の財源内訳	
		特定財源	一般財源
一般財源			
564,910	222,085,821	110,950,448	111,135,373
—	5,816,184	1,631,843	4,184,341
564,910	227,902,005	112,582,291	115,319,714

議案第 172 号 令和 2 年度福岡市一般会計補正予算案 (第 5 号)

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P20 ↳ P21	4 保健福祉費	2 保健衛生費	2 健康増進 対策費	4,221,210	110,441  [ 関連歳入 (19) 国庫支出金 110,441 新型コロナウイルス 感染症対応地方創生 臨時交付金 ]	4,331,651
P20 ↳ P23			3 感染症費	8,040,231	1,968,076  [ 関連歳入 (19) 国庫支出金 803,665 新型コロナウイルス 感染症対応地方創生 臨時交付金 ]  [ 関連歳入 (19) 国庫支出金 570,710 感染症対策費 補助金 12,159 新型コロナウイルス 感染症対応地方創生 臨時交付金 (25) 諸収入 230 健康保険料 13 雇用 保険料収入 352 厚生年金 保険料収入 ]	10,008,307

## 説 明

## 1. 健康づくり推進事業費の追加 110,441

## 歯科保健事業費

高齢者口腔ケア推進事業実施に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
委託料	51,620	110,441	162,061
その他の経費 (本補正外)	7,491	—	7,491
計	59,111	110,441	169,552

## 1. 感染症予防等経費の追加 1,968,076

## ア. 予防接種費

803,665

インフルエンザ予防接種費用助成 (小児・高齢者分) に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
需用費 [印刷消耗品費]	6,093	4,503	10,596
委託料	4,685,185	799,162	5,484,347
その他の経費 (本補正外)	53,705	—	53,705
計	4,744,983	803,665	5,548,648

## イ. 感染症予防費

1,164,411

検体搬送業務, PCR検査試薬の購入, PCR検査費用公費負担の見込み増に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
報酬	66	3,950	4,016
職員手当等 [期末勤勉手当]	—	258	258
共済費	—	1,236	1,236
旅費 [費用弁償]	12	260	272
需用費 [印刷消耗品費]	287,393	561,308	848,701
委託料	856,075	597,399	1,453,474
その他の経費 (本補正外)	1,927,107	—	1,927,107
計	3,070,653	1,164,411	4,235,064

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P22 ↳ P23			4 環境衛生費	170,597	△ 37,324	133,273
P22 ↳ P25		3 高齢福祉費	1 高齢福祉 総務費	20,111,259	1,005,225  [ 関連歳入 ] (19) 国庫支出金 △ 7,793 高齢福祉費 補助金 (20) 県支出金 528,869 地域医療介護 総合確保基金 事業補助金  [ 関連歳入 ] (19) 国庫支出金 462,862 新型コロナウイルス 感染症対応地方創生 臨時交付金 [	21,116,484

## 説 明

1. 施設の衛生確保経費の減額 △ 37,324

## 施設の監視等経費

宿泊税の減収見込みに伴う事業費の減額

区 分	補正前の額	補正額	計
報償費	586	△ 540	46
旅費[普通]	1,388	△ 267	1,121
委託料	36,321	△ 36,321	—
備品購入費[機械器具等]	709	△ 196	513
その他の経費 (本補正外)	13,773	—	13,773
計	52,777	△ 37,324	15,453

1. 施設福祉対策費の追加 542,363

## 特別養護老人ホーム等施設整備費

高齢者施設等改修・設備整備事業の国・県補助メニュー変更等に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
負担金、補助及び交付金 [老人保健福祉施設整備費補助金]	702,563	542,363	1,244,926
その他の経費 (本補正外)	11,802	—	11,802
計	714,365	542,363	1,256,728

2. その他の経費の追加 462,862

## その他の経費

介護施設等従業者PCR検査事業(高齢)、  
介護施設等感染症対策強化事業実施に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
委託料	352,408	462,862	815,270
その他の経費 (本補正外)	753,400	—	753,400
計	1,105,808	462,862	1,568,670

## (歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P24 ↳ P25		4 障が い 福 祉 費	1 障が い 保 健 福 祉 費	48,738,544	210,023  [ 関連歳入 (19) 国庫支出金 24,400 新型コロナウイルス 感染症対応地方創生 臨時交付金 ]  [ 関連歳入 (19) 国庫支出金 185,623 新型コロナウイルス 感染症対応地方創生 臨時交付金 ]	48,948,567
その他(本補正外)				143,363,723	—	143,363,723
歳 出 合 計				224,645,564	3,256,441	227,902,005



## 説 明

## 1. 福祉活動促進費の追加 24,400

## 福祉啓発

障がい者施設商品等売上促進事業実施に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
委託料	35,915	3,000	38,915
負担金、補助及び交付金 [障がい者援護事業補助金]	1,470	21,400	22,870
その他の経費 (本補正外)	9,935	—	9,935
計	47,320	24,400	71,720

## 2. その他の経費の追加 185,623

## その他の経費

介護施設等従業者PCR検査事業 (障がい) 実施に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
委託料	1,238	185,623	186,861
その他の経費 (本補正外)	408,333	—	408,333
計	409,571	185,623	595,194

## (2) 後期高齢者医療特別会計

議案第 173 号 令和 2 年度福岡市後期高齢者医療特別会計補正予算案 (第 1 号)

### (歳入)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P54	5 諸 収 入	4 還付金及び 還付加算金	1 還付金及び 還付加算金	40,124	44,000	84,124
その他(本補正外)				19,406,156	—	19,406,156
歳 入 合 計				19,446,280	44,000	19,490,280

### (歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P56 ↳ P57	3 諸 支 出 金	1 償 還 金 及 還付加算金	1 償 還 金	39,620	44,000  [ 関連歳入 (5) 諸収入 44,000 還 付 金 ]	83,620
その他(本補正外)				19,406,660	—	19,406,660
歳 出 合 計				19,446,280	44,000	19,490,280

(△印 減、単位:千円)

説 明
後期高齢者医療保険料の減免に伴う還付金の追加

(△印 減、単位:千円)

説 明	44,000																
1. 保険料還付金の追加	44,000																
新型コロナウイルス感染症の影響による後期高齢者医療保険料の減免に伴う還付金の追加																	
<table border="1" style="width: 100%;"><thead><tr><th style="text-align: center;">区 分</th><th style="text-align: center;">補正前の額</th><th style="text-align: center;">補正額</th><th style="text-align: center;">計</th></tr></thead><tbody><tr><td>償還金、利子及び割引料</td><td style="text-align: right;">39,620</td><td style="text-align: right;">44,000</td><td style="text-align: right;">83,620</td></tr><tr><td>その他の経費 (本補正外)</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td></tr><tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">39,620</td><td style="text-align: right;">44,000</td><td style="text-align: right;">83,620</td></tr></tbody></table>	区 分	補正前の額	補正額	計	償還金、利子及び割引料	39,620	44,000	83,620	その他の経費 (本補正外)	—	—	—	計	39,620	44,000	83,620	
区 分	補正前の額	補正額	計														
償還金、利子及び割引料	39,620	44,000	83,620														
その他の経費 (本補正外)	—	—	—														
計	39,620	44,000	83,620														

### (3) 国民健康保険事業特別会計

議案第 174 号 令和 2 年度福岡市国民健康保険事業特別会計補正予算案 (第 2 号)

#### (歳入)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P60	4 県支出金	2 県補助金	1 保険給付費 等交付金	93,187,047	254,000	93,441,047
その他(本補正外)				47,249,662	—	47,249,662
歳入合計				140,436,709	254,000	140,690,709

#### (歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P62 ↳ P63	6 諸支出金	1 償還金及び 還付加算金	1 償還金及び 還付加算金	175,200	254,000	429,200
その他(本補正外)				140,261,509	—	140,261,509
歳出合計				140,436,709	254,000	140,690,709

[ 関連歳入  
(4) 県支出金  
254,000  
保険給付費等  
特別交付金 ]

(△印 減、単位:千円)

説 明
国民健康保険料の減免に伴う特別調整交付金の追加

(△印 減、単位:千円)

説 明	254,000		
1. 保険料還付金の追加	254,000		
新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免に伴う 還付金の追加			
区 分	補正前の額	補正額	計
償還金、利子及び割引料	175,200	254,000	429,200
その他の経費（本補正外）	—	—	—
計	175,200	254,000	429,200

## 議案第 182 号

### 福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

高齢者福祉の増進を図るため、照葉北老人いこいの家及び西長住老人いこいの家を新設することに伴い、福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正するもの。

#### 2 改正内容

福岡市立老人いこいの家条例（昭和 51 年福岡市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。別表に次のように加える。

福岡市立照葉北老人いこいの家	福岡市東区香椎照葉三丁目
福岡市立西長住老人いこいの家	福岡市南区西長住一丁目

#### 3 施行期日

規則で定める日。

#### 【参考】

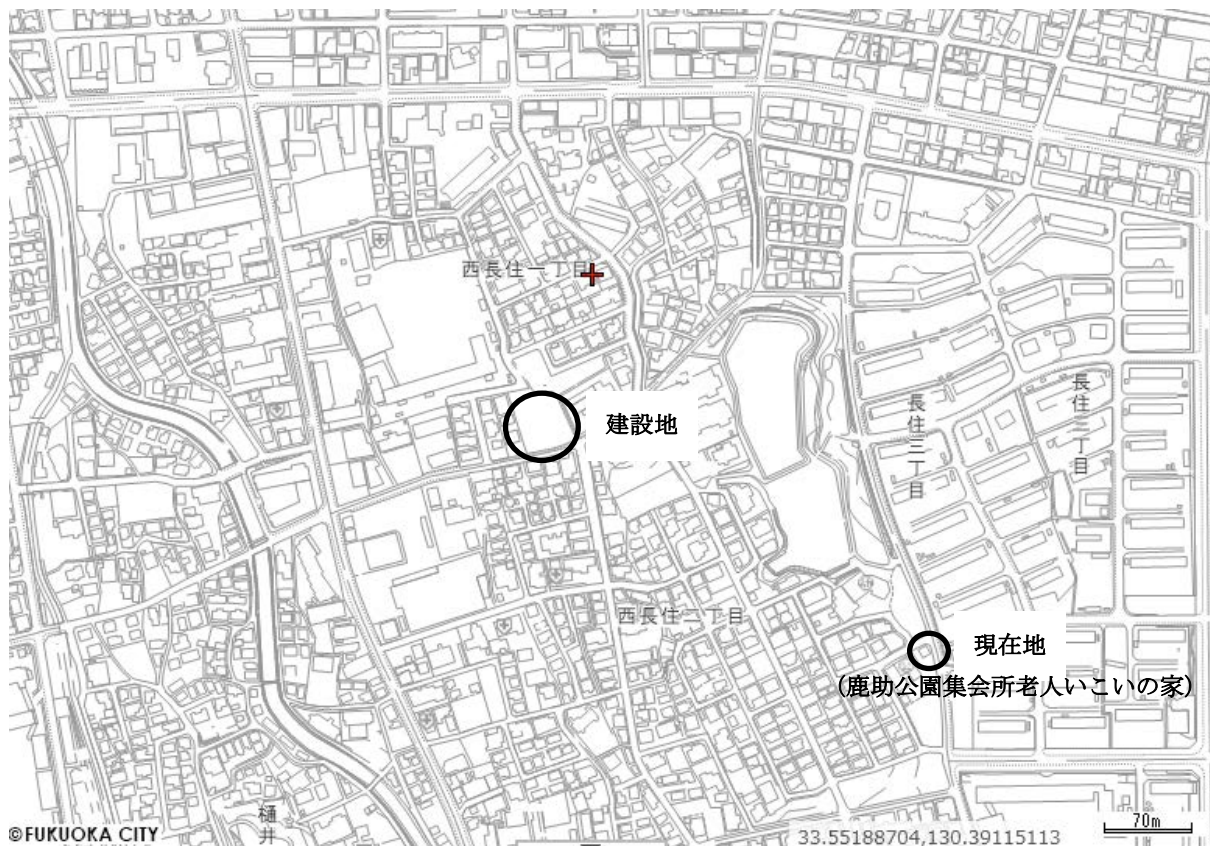
##### 照葉北老人いこいの家

##### 【位置図】



## 西長住老人いこいの家

### 【位置図】



※ 現在地の鹿助公園集会所老人いこいの家は、都市公園法に定める公園集会所として位置付けられており、福岡市立老人いこいの家条例への記載はないが、新設する西長住老人いこいの家は、公園外に設置するため、新たに条例に位置づけることとなる。

## 福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例案新旧対照表

※下線部が改正部分

旧		新	
別表		別表	
名 称	位 置	名 称	位 置
(略)	(略)	(略)	(略)
福岡市立田村老人いこいの家	福岡市早良区田村三丁目	福岡市立田村老人いこいの家	福岡市早良区田村三丁目
		<u>福岡市立照葉北老人いこいの家</u>	<u>福岡市東区香椎照葉三丁目</u>
		<u>福岡市立西長住老人いこいの家</u>	<u>福岡市南区西長住一丁目</u>

## 議案第 183 号

### 福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

「地方税法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 5 号）が令和 2 年 3 月 31 日に公布され、地方税法の延滞金に係る規定が改正されたこと等に伴い、福岡市国民健康保険条例の一部を改正するもの。

#### 2 改正内容

- (1) 福岡市国民健康保険条例第 19 条の 3 にうるう年の日を含む期間における年当たりの割合に係る規定を追加等、規定の整備を行うもの。

区 分	現 行	見直し後
うるう年の日を含む期間における年当たりの割合	規定なし (365 日として計算)	365 日として計算

- (2) 地方税法に係る延滞金の特例に関する文言の見直しが行われたことに伴い、福岡市国民健康保険条例附則第 34 項の文言を改正するもの。

現 行	見 直 し 後
<b>特例基準割合</b> (当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 %の割合を加算した割合)	<b>延滞金特例基準割合</b> (平均貸付割合※に年 1 %の割合を加算した割合)

※ 平均貸付割合・・・租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。

※ 延滞金の割合に変更はない。

#### 3 施行期日

令和 3 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 19 条の 3 第 2 項の改正規定（「納入しない」を「納付しない」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

#### 4 適用区分

延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。



5 福岡市国民健康保険条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

改正前	改正後
<p>第1条～第19条の2 略 (延滞金) 第19条の3 (略) 1 略</p> <p><u>2</u> 市長は、保険料の納付義務者が納期限までに保険料を納入しないことについて特別の理由があると認めるときは、前項の規定による延滞金を減免することができる。</p> <p>第20条～第24条 略 附 則 第1項～第33項 略 (延滞金の割合の特例) 34 当分の間、第19条の3第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>第35項～第56項 略</p>	<p>第1条～第19条の2 略 (延滞金) 第19条の3 1 略 <u>2</u> 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p><u>3</u> 市長は、保険料の納付義務者が納期限までに保険料を納入しないことについて特別の理由があると認めるときは、<u>第1項</u>の規定による延滞金を減免することができる。</p> <p>第20条～第24条 略 附 則 第1項～第33項 略 (延滞金の割合の特例) 34 当分の間、第19条の3第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>第35項～第56項 略 附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、<u>第19条の3第2項の改正規定(「納入しない」を「納付しない」に改</u></p>

	<p>める部分に限る。)は、公布の日から施行する。</p> <p><u>(適用区分)</u></p> <p>2 この条例による改正後の福岡市国民健康保険条例第19条の3第2項及び附則第34項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。</p>
--	--

地方税法（抄）

※下線部分が改正部分

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(延滞金及び還付加算金の割合等の特例)</p> <p>第三条の二 当分の間、第五十六条第二項、第六十四条第一項、第七十一条の十二第二項、第七十一条の十三第一項、第七十一条の三十三第二項、第七十一条の三十四第一項、第七十一条の五十三第二項、第七十一条の五十四第一項、第七十二条の四十四第二項、第七十二条の四十五第一項、第七十二条の五十三第一項、第七十三条の三十二第一項、第七十四条の二十一第二項、第七十四条の二十二第一項及び第二項、第八十八条第二項、第八十九条第一項、第四百四十四条の四十五第二項、第四百四十四条の四十六第一項、第六百六十九条第二項、第六百七十条第一項、第六百七十七条の十八第一項及び第二項、第六百九十六条第一項、第二百七十七条第二項、第二百八十条第一項、第三百二十一条の二第二項、第三百二十一条の十二第二項、第三百二十六条第一項、第三百二十八条の十第二項、第三百二十八条の十三第二項、第三百六十八条第二項(第七百四十五条第三項において準用する場合を含む。)、第三百六十九条第一項(第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第四百六十三条第二項、第四百六十三条の二第一項、第四百六十三条の二十四第一項、第四百八十一条第二項、第四百八十二条第一項及び第二項、第五百三十四条第二項、第五百三十五条第一項、第六百七条第二項(第六百二十七条において準用する場合を含む。)、第六百八条第一項(第六百二十七条において準用する場合を含む。)、第六百八十七条第二項、第六百九</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(延滞金及び還付加算金の割合等の特例)</p> <p>第三条の二 当分の間、第五十六条第二項、第六十四条第一項、第七十一条の十二第二項、第七十一条の十三第一項、第七十一条の三十三第二項、第七十一条の三十四第一項、第七十一条の五十三第二項、第七十一条の五十四第一項、第七十二条の四十四第二項、第七十二条の四十五第一項、第七十二条の五十三第一項、第七十三条の三十二第一項、第七十四条の二十一第二項、第七十四条の二十二第一項及び第二項、第八十八条第二項、第八十九条第一項、第四百四十四条の四十五第二項、第四百四十四条の四十六第一項、第六百六十九条第二項、第六百七十条第一項、第六百七十七条の十八第一項及び第二項、第六百九十六条第一項、第二百七十七条第二項、第二百八十条第一項、第三百二十一条の二第二項、第三百二十一条の十二第二項、第三百二十六条第一項、第三百二十八条の十第二項、第三百二十八条の十三第二項、第三百六十八条第二項(第七百四十五条第三項において準用する場合を含む。)、第三百六十九条第一項(第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第四百六十三条第二項、第四百六十三条の二第一項、第四百六十三条の二十四第一項、第四百八十一条第二項、第四百八十二条第一項及び第二項、第五百三十四条第二項、第五百三十五条第一項、第六百七条第二項(第六百二十七条において準用する場合を含む。)、第六百八条第一項(第六百二十七条において準用する場合を含む。)、第六百八十七条第二項、第六百九</p>

十条第一項、第七百条の六十三第一項、第七百一条の十第二項、第七百一条の十一第一項、第七百一条の五十九第二項、第七百一条の六十第一項、第七百二十条第二項、第七百二十三条第一項、第七百三十三條の十七第二項並びに第七百三十三條の二十第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)とする。

十条第一項、第七百条の六十三第一項、第七百一条の十第二項、第七百一条の十一第一項、第七百一条の五十九第二項、第七百一条の六十第一項、第七百二十条第二項、第七百二十三条第一項、第七百三十三條の十七第二項並びに第七百三十三條の二十第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。次項から第四項までにおいて同じ)に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び第五項において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)とする。

## 議案第 184 号

### 福岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

「地方税法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 5 号）が令和 2 年 3 月 31 日に公布され、地方税法の延滞金に係る規定が改正されたことに伴い、福岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するもの。

#### 2 改正内容

地方税法に係る延滞金の特例に関する文言の見直しが行われたことに伴い、福岡市後期高齢者医療に関する条例附則第 4 項の文言を改正するもの。

現 行	見 直 し 後
特例基準割合 (当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 %の割合を加算した割合)	延滞金特例基準割合 (平均貸付割合※に年 1 %の割合を加算した割合)

※ 平均貸付割合・・・租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。

※ 延滞金の割合に変更はない。

#### 3 施行期日

令和 3 年 1 月 1 日

#### 4 適用区分

延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

5 福岡市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

改正前	改正後
<p>第1条～第7条 略 附 則 第1項～第3項 略 (延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>第1条～第7条 略 附 則 第1項～第3項 略 (延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>附 則 (<u>施行期日</u>)</p> <p>1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。</p> <p>(<u>適用区分</u>)</p> <p>2 この条例による改正後の福岡市後期高齢者医療に関する条例附則第4項の規定は、<u>延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。</u></p>

地方税法（抄）

※下線部分が改正部分

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(延滞金及び還付加算金の割合等の特例)</p> <p>第三条の二 当分の間、第五十六条第二項、第六十四条第一項、第七十一条の十二第二項、第七十一条の十三第一項、第七十一条の三十三第二項、第七十一条の三十四第一項、第七十一条の五十三第二項、第七十一条の五十四第一項、第七十二条の四十四第二項、第七十二条の四十五第一項、第七十二条の五十三第一項、第七十三条の三十二第一項、第七十四条の二十一第二項、第七十四条の二十二第一項及び第二項、第八十八条第二項、第八十九条第一項、第四百四十四条の四十五第二項、第四百四十四条の四十六第一項、第六百六十九条第二項、第六百七十条第一項、第六百七十七条の十八第一項及び第二項、第六百九十六条第一項、第二百七十七条第二項、第二百八十条第一項、第三百二十一条の二第二項、第三百二十一条の十二第二項、第三百二十六条第一項、第三百二十八条の十第二項、第三百二十八条の十三第二項、第三百六十八条第二項(第七百四十五条第三項において準用する場合を含む。)、第三百六十九条第一項(第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第四百六十三条第二項、第四百六十三条の二第一項、第四百六十三条の二十四第一項、第四百八十一条第二項、第四百八十二条第一項及び第二項、第五百三十四条第二項、第五百三十五条第一項、第六百七条第二項(第六百二十七条において準用する場合を含む。)、第六百八条第一項(第六百二十七条において準用する場合を含む。)、第六百八十七条第二項、第六百九</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(延滞金及び還付加算金の割合等の特例)</p> <p>第三条の二 当分の間、第五十六条第二項、第六十四条第一項、第七十一条の十二第二項、第七十一条の十三第一項、第七十一条の三十三第二項、第七十一条の三十四第一項、第七十一条の五十三第二項、第七十一条の五十四第一項、第七十二条の四十四第二項、第七十二条の四十五第一項、第七十二条の五十三第一項、第七十三条の三十二第一項、第七十四条の二十一第二項、第七十四条の二十二第一項及び第二項、第八十八条第二項、第八十九条第一項、第四百四十四条の四十五第二項、第四百四十四条の四十六第一項、第六百六十九条第二項、第六百七十条第一項、第六百七十七条の十八第一項及び第二項、第六百九十六条第一項、第二百七十七条第二項、第二百八十条第一項、第三百二十一条の二第二項、第三百二十一条の十二第二項、第三百二十六条第一項、第三百二十八条の十第二項、第三百二十八条の十三第二項、第三百六十八条第二項(第七百四十五条第三項において準用する場合を含む。)、第三百六十九条第一項(第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第四百六十三条第二項、第四百六十三条の二第一項、第四百六十三条の二十四第一項、第四百八十一条第二項、第四百八十二条第一項及び第二項、第五百三十四条第二項、第五百三十五条第一項、第六百七条第二項(第六百二十七条において準用する場合を含む。)、第六百八条第一項(第六百二十七条において準用する場合を含む。)、第六百八十七条第二項、第六百九</p>

十条第一項、第七百条の六十三第一項、第七百一条の十第二項、第七百一条の十一第一項、第七百一条の五十九第二項、第七百一条の六十第一項、第七百二十条第二項、第七百二十三条第一項、第七百三十三條の十七第二項並びに第七百三十三條の二十第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)とする。

十条第一項、第七百条の六十三第一項、第七百一条の十第二項、第七百一条の十一第一項、第七百一条の五十九第二項、第七百一条の六十第一項、第七百二十条第二項、第七百二十三条第一項、第七百三十三條の十七第二項並びに第七百三十三條の二十第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。次項から第四項までにおいて同じ))に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び第五項において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)とする。



## 議案第 185 号

### 福岡市介護保険条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

「地方税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第5号)が令和2年3月31日に公布され、地方税法の延滞金に係る規定が改正されたことに伴い、福岡市介護保険条例の一部を改正するもの。

#### 2 改正内容

地方税法に係る延滞金の特例に関する文言の見直しが行われたこと等に伴い、福岡市介護保険条例附則第6条等の文言を改正するもの。

現 行	見 直 し 後
特例基準割合 (当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合)	延滞金特例基準割合 (平均貸付割合※に年1%の割合を加算した割合)

※ 平均貸付割合・・・租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。

※ 延滞金の割合に変更はない。

#### 3 施行期日

令和3年1月1日。ただし、第16条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

#### 4 適用区分

延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

## 5 福岡市介護保険条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

改正前	改正後
<p>第1条～第15条 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、保険料の納付義務者が納期限までに保険料を納付しないことについて特別な理由があると認めるときは、<u>前項</u>の規定による延滞金を減免することができる。</p> <p>第17条～第21条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第6条 当分の間、第16条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における<u>特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合</u>とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合</u>(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>第7条～第13条 (略)</p>	<p>第1条～第15条 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、保険料の納付義務者が納期限までに保険料を納付しないことについて特別な理由があると認めるときは、<u>第1項</u>の規定による延滞金を減免することができる。</p> <p>第17条～第21条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第6条 当分の間、第16条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における<u>延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合</u>とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合</u>(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>第7条～第13条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(<u>施行期日</u>)</p> <p><u>1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第16条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p>

	<p><u>(適用区分)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の福岡市介護保険条例附則第6条の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。</u></p>
--	---

地方税法（抄）

※下線部分が改正部分

改正前	改正後
<p>附則 (延滞金及び還付加算金の割合等の特例)</p> <p>第三条の二 当分の間、第五十六条第二項、第六十四条第一項、第七十一条の十二第二項、第七十一条の十三第一項、第七十一条の三十三第二項、第七十一条の三十四第一項、第七十一条の五十三第二項、第七十一条の五十四第一項、第七十二条の四十四第二項、第七十二条の四十五第一項、第七十二条の五十三第一項、第七十三条の三十二第一項、第七十四条の二十一第二項、第七十四条の二十二第一項及び第二項、第八十八条第二項、第八十九条第一項、第四百四十四条の四十五第二項、第四百四十四条の四十六第一項、第六百六十九条第二項、第六百七十条第一項、第六百七十七条の十八第一項及び第二項、第六百九十六条第一項、第二百七十七条第二項、第二百八十条第一項、第三百二十一条の二第二項、第三百二十一条の十二第二項、第三百二十六条第一項、第三百二十八条の十第二項、第三百二十八条の十三第二項、第三百六十八条第二項(第七百四十五条第三項において準用する場合を含む。)、第三百六十九条第一項(第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第四百六十三条第二項、第四百六十三条の二第一項、第四百六十三条の二十四第一項、第四百八十一条第二項、第四百八十二条第一項及び第二項、第五百三十四条第二項、第五百三十五条第一項、第六百七条第二項(第六百二十七条において準用する場合を含む。)、第六百八条第一項(第六百二十七条において準用する場合を含む。)、第六百八十七条第二項、第六百九十条第一項、第七百条の六十三第一</p>	<p>附則 (延滞金及び還付加算金の割合等の特例)</p> <p>第三条の二 当分の間、第五十六条第二項、第六十四条第一項、第七十一条の十二第二項、第七十一条の十三第一項、第七十一条の三十三第二項、第七十一条の三十四第一項、第七十一条の五十三第二項、第七十一条の五十四第一項、第七十二条の四十四第二項、第七十二条の四十五第一項、第七十二条の五十三第一項、第七十三条の三十二第一項、第七十四条の二十一第二項、第七十四条の二十二第一項及び第二項、第八十八条第二項、第八十九条第一項、第四百四十四条の四十五第二項、第四百四十四条の四十六第一項、第六百六十九条第二項、第六百七十条第一項、第六百七十七条の十八第一項及び第二項、第六百九十六条第一項、第二百七十七条第二項、第二百八十条第一項、第三百二十一条の二第二項、第三百二十一条の十二第二項、第三百二十六条第一項、第三百二十八条の十第二項、第三百二十八条の十三第二項、第三百六十八条第二項(第七百四十五条第三項において準用する場合を含む。)、第三百六十九条第一項(第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第四百六十三条第二項、第四百六十三条の二第一項、第四百六十三条の二十四第一項、第四百八十一条第二項、第四百八十二条第一項及び第二項、第五百三十四条第二項、第五百三十五条第一項、第六百七条第二項(第六百二十七条において準用する場合を含む。)、第六百八条第一項(第六百二十七条において準用する場合を含む。)、第六百八十七条第二項、第六百九十条第一項、第七百条の六十三第一</p>

項、第七百一条の十第二項、第七百一条の十一第一項、第七百一条の五十九第二項、第七百一条の六十第一項、第七百二十条第二項、第七百二十三条第一項、第七百三十三條の十七第二項並びに第七百三十三條の二十第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)とする。

項、第七百一条の十第二項、第七百一条の十一第一項、第七百一条の五十九第二項、第七百一条の六十第一項、第七百二十条第二項、第七百二十三条第一項、第七百三十三條の十七第二項並びに第七百三十三條の二十第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。次項から第四項までにおいて同じ)に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び第五項において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)とする。

